

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (勅令の日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ペルー	ペルー国立図書館視聴覚機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の交換公文	ペルー国立図書館視聴覚機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	36,500千円 H20. 3.31まで	H20. 2.15 リマで (同日)	日本側 石田仁宏在ペルー大使 ペルー側 ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウソ デ外務大臣	H20. 2.26 133号
ペルー	イカ州地震被災地復興計画のための贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の交換公文	イカ州地震被災地復興計画を実施するために必要な 1. 教育施設、給水塔及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	785,000千円 H21. 3.31まで	H20. 3.17 東京で (H20. 3.27)	日本側 高村正彦外務大臣 ペルー側 ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウソ デ外務大臣	H20. 4. 1 218号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。